

公共施設等総合管理計画の実施

取締役 建築FM技術本部長 酒井 修

Keyword：公共施設等総合管理計画，個別施設計画

1. はじめに

公共施設等総合管理計画は、2016年度末を目途として各地方自治体が作成を進めてきた。各地方自治体の取り組み状況は総務省HPにて随時報告されていて、2016年10月1日時点での進捗状況によると、全国で2016年度中に計画策定完了できない地方自治体は7市町村であり、ほとんどの地方自治体は2016年度末までに策定を完了する（表1）。

昨年度のレポート「公共施設等総合管理計画の策定動向」では特定地方自治体の策定事例等で動向を報告したが、今回はその後の状況を報告する。

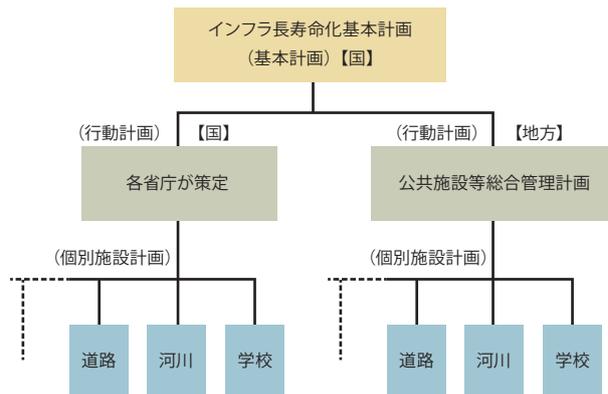


図1 インフラ長寿命化基本計画の体系²⁾

金低減による地方自治体の活力低下の懸念が社会的背景にあった。

2. 計画策定が必要となった経緯

公共施設等総合管理計画は、2013年に閣議決定されたインフラ長寿命化基本計画に基づく地方自治体の行動計画と位置付けられている（図1）。計画策定の要請は、2014年4月に総務大臣から発出されている。

この時期は、2011年発生の東日本大震災からの復興や、2012年の笹子トンネル天井板落下で明らかとなった、社会インフラの維持保全の不十分さと劣化の進捗がクローズアップされた時期である。また一方では、日本の総人口減少と少子高齢化の進行や、平成の大合併以降の補助

3. 総務省の取り組み推進施策

総務省は、HP上で公共施設等総合管理計画専用のページを設けている。順次更新され、内容は充実している。前述の策定取り組み状況だけでなく、各自治体のHPでの公開状況を明示し、該当ページで各自治体の計画（以下計画書）を閲覧することもできる。また、総務省が独自の視点から各自治体計画書の比較表を作成して公開している。本稿執筆時点で、2016年4月1日現在の集計状況となっている。

この比較表では、都道府県、指定都市、市区町村（指定都市を除く）の3分類で「記載内容等を取りまとめた一覧表」というタイトルになっている。記載事項の有無やその具体的内容がエクセル形式となっているため、計画書内容が容易に比較できる。自治体名称は個別に明示されており、人口と産業構造による団体類型区分も表示されているので、近隣自治体との比較や、類似自治体との比較も容易である。

一例を挙げれば、計画書の作成の際には「公共施設の数、延床面積等の実態を把握したうえで目標を定めてトータルコストを縮減させる」ことが目標の一つであったが、この具体的数値の設定（未設定）状況も一目瞭然となっている。市区町村（指定都市を除く）ではデータ総数395件のうち、数値目標なしは168件（42.5%）であり、

表1 公共施設等総合管理計画策定取り組み状況¹⁾

区分	都道府県		指定都市		市区町村		
	団体数	割合 (%)	団体数	割合 (%)	団体数	割合 (%)	
回答団体数	47	100.0	20	100.0	1,721	100.0	
計画策定状況	策定予定あり	47	100.0	20	100.0	1,721	100.0
	策定済み	32	68.1	16	80.0	505	29.3
	未策定	15	31.9	4	20.0	1,216	70.7
	予定時期完了	15	31.9	4	20.0	1,209	70.2
	2016年度以降	0	0.0	0	0.0	7	0.4
2016年度までに策定予定	47	100.0	20	100.0	1,714	99.6	
策定予定なし	0	0.0	0	0.0	0	0.0	

半数以上の市区町村が数値目標を計画として公表している。数値目標の記述方法はまちまちであり、床面積を基準として「○年後に床面積を▲%削減」といった記述や、費用を基準として「○年間の更新費用総額の△%削減」「○年間の維持管理費用の□%削減」といった記述がみられる。

この数値目標作成のベースとなる現状人口と今後の見通し、施設保有量や、これらの施設にかかる維持管理・修繕・更新等にかかる経費の現状と見込みも同様に記載されているため、目標値とその根拠との関連を比較していくことも可能である。

また、この表からは2014年度の各地方自治体の財務状況資料が閲覧可能となっている。地方自治体の詳細な財務状況を閲覧することができ、普通会計の状況だけでなく、各会計・関係団体の財政状況や将来負担を含めた健全性判断に資する資料も含まれている。

地方自治体の特別職（首長、議員等）や一般職の区分別人数や平均給料額、ラスパイレース指数も掲載されている。健全性の低い地方自治体は、これらの数値にも関心を持たれるのではないだろうか。

公共施設等総合管理計画に関心を持った一般の方がこれらの資料を見れば、自分が所属する地方自治体の計画の妥当性や取り組み状況について近隣の地方自治体と比較することもできる。住民の関心が高まることにより、各地方自治体はさらに真剣に取り組まなければならない。

また、「公共施設最適化事業債を活用」「住民参加」といった観点からの先進的な事例について、地方自治体名を明示しながら公開している（図2）。具体的な好事例は、他地方自治体の関係者の参考になる。

4. 国土交通省のフォロー

公共施設等総合管理計画は、総務省が主幹となってい

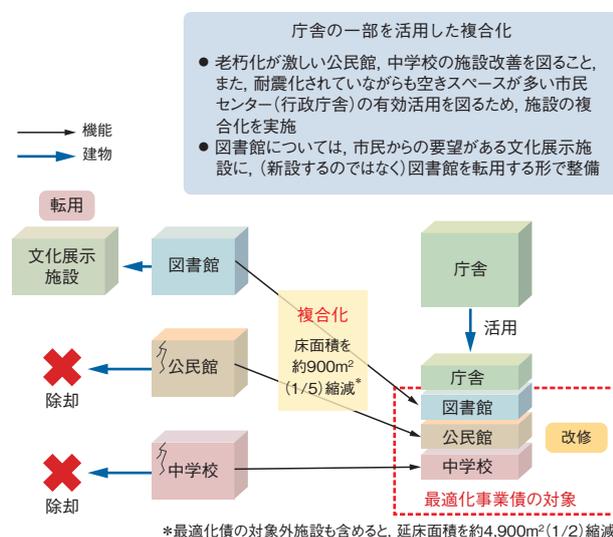


図2 公共施設最適化事業債活用事例（石川県七尾市の庁舎との複合化事例）³⁾

る。計画内容については、国土交通省が主幹である「インフラ長寿命化計画（行動計画）」と密接な関連がある。

各地方自治体の計画書によれば、施設の長寿命化・延命化を公共施設のトータルコスト削減策として記述している例が多数ある。これらを実現するためには、現状の把握からはじめることになる。

2012年12月に発生した笹子トンネル天井板落下事故では、維持管理に係る点検手法の不備がクローズアップされた。その後の調査から、社会インフラの多くで老朽化が進んでいることが明らかになっている。一方、各地方自治体に調査を行った結果では、国に期待する支援内容として、「交付金等の拡充（予算の確保）」に次いで「効率的な維持管理・更新のためのマニュアル等の策定」が強い要望として挙がっている⁴⁾。現状を把握し、対策を打つための標準的なマニュアルが十分とはいえなかった実態が明らかとなった。

このため、国土交通省は積極的にこの対策に取り組んできた。2015年12月の「インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップ」によれば、以下の点検基準等を策定・改訂している。

- 橋梁、トンネル等の定期点検要領（2014.6策定）
- 海岸保全施設維持管理マニュアル（2014.3改訂）
- 港湾の施設の診断ガイドライン（2014.7策定）
- 特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン（2014.7策定港湾関連）
- 堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（2012.5策定）
- 中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（2015.3策定）
- 河川砂防技術基準維持管理編（ダム編）（2015.3改訂）
- 揚排水ポンプ設備技術基準（2014.3策定）
- 砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（2014.6策定）
- 砂防関係施設点検要領（案）（2014.9策定）

なお、この「インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップ」では、官庁施設の点検の基準については平成20年国土交通省告示第282号および第1350号によることとなっており、施設（建築物）についての点検基準は策定済みとされている。

また、地方自治体におけるその他の課題では、人材育成の遅れも指摘されている⁴⁾。

国土交通省では、地方整備局等を窓口としたワンストップ相談窓口や支援センターの設置、地方公共団体職員向けの研修の充実・強化といった施策で技術者の育成に努めている。また、既存の民間資格を評価し、点検・診断技術者の資格登録による要員確保のための施策を進めている⁵⁾。

これらの取り組みは、公共施設等総合管理計画の実行に向けた有効な支援策となっている。

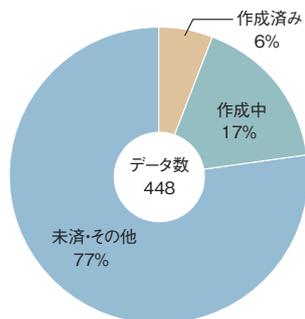


図3 個別施設計画への対応状況 (2016年)⁶⁾

5. 公共施設等総合管理計画策定後の取り組み

公共施設等総合管理計画策定後は、前述表1の体系によれば、個別施設計画の策定が必要になる。

建築保全センターの報告（「公共建築のマネジメントの状況に関する調査（2016）」の概要報告）によれば、2016年8月時点で調査448団体のうち、個別施設計画まで作成済みの団体は25団体（6%）であり、この計画の策定が次の課題となっている（図3）。

各省庁は、この課題に対しての取り組みを進めている。前述の総務省HPでは、2017年3月に「個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等」という項目を設定し、ここからインフラを含む各種施設の個別計画策定に資する各省庁の関連HPにリンクさせている。建物関連は、国土交通省のHPの「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」や「保全マネジメントシステム（BIMMS）導入・活用事例集」が閲覧できる。

個別施設計画の策定に当たっては、各施設の劣化状況等現状を正しく把握する必要がある。複数の施設を把握することになるため、把握の基準があいまいでは比較や順位付けを行うことができない。また、これらの情報は統一された考え方で収集・管理することにより、活用の機会が広がる。地方自治体の施設に関する情報管理システムは、建築保全センターのBIMMSの使用事例が多い。国機関の施設は、これに特化したBIMMS-Nでその施設のほとんどが網羅されている模様である。BIMMSのパフレットでは、「機器部材データを入力することで詳細なLCC（中長期保全計画）を算定、劣化度や危険度を考慮した算定ができる」と紹介されている。中長期の計画なので、劣化度や危険度は経年等の客観的な要素から算定しているものと推測される。

現地を目視確認して劣化度を判定することで、より詳細な単年度の計画や中期計画の見直しが可能となる。この場合、目視確認する担当者の技量により判定結果が変わる可能性があるため、注意が必要である。

前述の官庁施設の点検基準で紹介した、告示第282号

や第1350号での判定基準は言語での表現となっている。このため、たとえば照明器具の例では「著しい錆、腐食、緩み、変形等があること」といった判定基準となっていて「著しい」の判定は個人差が生じると推察される。見本写真等を判断基準として提示するといった、点検基準をわかりやすくする工夫が必要と思われる。さらに判定の客観性を担保するために、AIの技術も活用して画像データを自動分析するような仕組みも期待される。このほか、たとえば照明器具（蛍光灯）の例では、PCBや温度ヒューズの有無、点灯方式、絶縁抵抗値といった定量的な判定や、省エネルギー視点からみた安定器の性能、蛍光灯に代えてのLED採用有無といったような判定基準もあり得る。

個別施設計画策定が完了すれば、具体的な計画実行とともに、あらためて施設群と社会インフラ全体のバランスを考慮した公共施設等総合管理計画の見直しが必要となる。たとえば当初想定と異なる人口構成になって収支見込みが変わる等、地方自治体の運営環境も変わる。計画は適宜見直していかなければならない。

公共施設等総合管理計画を有用なものとするためには、計画の見直しのタイミングを逃すことなく、より効果的な計画に改訂し、実行し続けることが重要である。

6. まとめ

公共施設等総合管理計画は、2016年度中にほとんどの地方自治体で策定完了する。一方、具体的取り組みとするためには個別施設計画の作成が必要であるが、未済または作成中の地方自治体が多い。建物について個別施設計画を作成するにはBIMMS等が有効であるが、現地調査によって、さらに具体的な計画設定が可能となる。ただし、このためには調査判定に個人差を発生させない工夫が必要となる。この計画を実施するには、各地方自治体の継続的な取り組みが必要となる。

なお、総合管理計画は将来人口予測等に基づいて作成されているため、条件が変更になる可能性が高く、適宜の見直しが必要である。

【参考文献】

- 1) 総務省：http://www.soumu.go.jp/main_content/000455698.pdf, 2017.4.27
- 2) 総務省：http://www.soumu.go.jp/main_content/000271742.pdf, 2017.4.27
- 3) 総務省：http://www.soumu.go.jp/main_content/000406313.pdf, 2017.4.27
- 4) 第1回インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議, 2013.10.16（参考資料：各府省庁のインフラ老朽化対策の状況（内閣官房HP）, http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/dai1/sankou.pdf, 2017.4.27）

- 5) 第3回インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議, 2014.12.3 (資料2 インフラの戦略的な維持管理・更新等のための地方公共団体及び所管法人等に対する支援策 (内閣官房HP), http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/dai3/siryou2.pdf, 2017.4.27)
- 6) 「公共建築のマネジメントの状況に関する調査 (2016)」の概要報告: 建築保全センター, http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/dai3/siryou2.pdf, 2017.4.27



さかい おさむ
酒井 修

取締役 建築FM技術本部長
環境, FM関連コンサルティングに従事
ファシリティマネジャー, 建築設備士
空調和・衛生工学会, 日本建築学会, 建築設備
技術者協会会員

Synopsis

Implementation of Comprehensive Management Plans for Public Facilities, etc.

Osamu SAKAI

During the three years up to FY2016, a period during which the formulation of Comprehensive Management Plans for Public Facilities, etc. was afforded preferential treatment, the formulation of such plans was promoted by all municipalities. It was expected that almost all municipalities would complete the formulation of plans by the end of FY2016. Regarding the implementation of plans, the planning documents of all municipalities can be compared on the homepage of the Ministry of Internal Affairs and Communications, the principal overseeing body, and, moreover, it is anticipated that announcement of advanced cases will boost levels in all regions. Local residents will be able to view this homepage, making it easy for them to make comparisons with municipalities outside their own areas and it is hoped that this will expedite initiatives undertaken by municipalities. In addition, as well as proceeding with undertakings including the production of manuals and the provision of consulting services in order to promote the efficient maintenance, management and updating of social infrastructures, the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is providing effective support for initiatives such as the review of qualification systems to secure engineers.

While preparing plans for individual facilities concurrently with the formulation of Comprehensive Management Plans for Public Facilities, etc. will result in plans with a high degree of consistency, many municipalities are prioritizing the formation of the latter, deferring preparation of the former to the next step, with the result that issues such as ascertaining the state of degradation of facilities remain outstanding.